

大礼委員会（第2回）議事概要

1 日 時：平成30年11月20日（火）15:00～15:37

2 場 所：第一会議室

3 出席者：

（委員長）宮内庁長官

（副委員長）宮内庁次長、侍従長、東宮大夫、式部官長

（委員）審議官、宮務主管、皇室経済主管、侍従次長、東宮侍従長、
式部副長（儀式）、式部副長（外事）、書陵部長、管理部長

（参事）調査員

4 議事概要

（1）第2回天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会
配付資料の説明

○ 資料1「第2回天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会配付資料」を審議官から説明。説明の主な内容は次のと
おり。

- ・ 本日の閣議後に「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に
伴う式典委員会」の第2回会議が開催された。宮内庁からは山本
長官が出席した。
- ・ 「即位礼正殿の儀等の参列者数等について（案）」については、
即位礼正殿の儀の参列者数は内外の代表2,500名程度とすること、
饗宴の儀の参列者数は内外の代表2,600名程度とすること、饗宴
の儀は10月22日及び25日に着席形式で、29日及び31日に立食
形式で、計4回行うこと、及び内閣総理大臣夫妻主催晩餐会の
参列者数は外国元首・祝賀使節等900名程度とすることとして、
いずれも式典委員会において決定された。

- ・ 「祝賀御列の儀における天皇皇后両陛下のお車について（案）」については、諸儀式にもふさわしい車格のオープン・カーとし、安全・環境性能に優れたものを新たに調達することが式典委員会において決定された。
- ・ 「天皇陛下御在位 30 年慶祝行事等について」については、宮内庁始め各省庁の慶祝行事等が掲載されており、全体の件数は 77 件で、御在位 20 年の時が 74 件であるので件数的には前回並みとなっている。宮内庁では宮中茶会等について掲載をいただいている。

（2）大嘗祭の参列者数について

○ 資料 2 「大嘗祭関係資料」を審議官から説明。主な内容は以下のとおり。

- ・ 大嘗祭は、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。
- ・ 前回の平成度の大嘗祭では、参列者については「1,000 名程度を予定する」とし、936 名を招待したが、実際の参列状況は、寒い時期に深夜に及ぶ長時間の儀式であることもあり、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、主基殿供饌の儀まで参列していた方は 520 名にとどまっていた。
- ・ また、今回は、参列者席における端の方の席からは、儀式の様子をうかがうことはできず、様子を見ることができた席は 600 席程度にとどまっていた。
- ・ 大嘗祭は、その重要性に鑑み、静謐さの中で厳修されることが必要であるが、今回は、幄舎において私語が出るなど静謐さが損なわれたという反省点があった。
- ・ 儀式の様子が分からない席では、私語が起きやすい懸念があるが、今回は、幄舎の位置を工夫する等により、儀式の様子をうかがえる席を最大限設けるべく管理部で検討した結果、当該席を 700 席設けられることが判明した。

- ・ 以上の諸点を総合的に勘案し、今回の大嘗祭の参列者数については 700 名程度を予定することとし、そのための参列範囲の見直しを行うこととしてはどうか。
- 大嘗祭の参列者数について、700 名程度を予定することが了承された。
- 管理部長より、以下のような発言があった。
- ・ 大嘗宮は、平成度と同じ、皇居東御苑の本丸の北側の芝生上に設置することを計画している。
 - ・ 平成度には、当時の特殊な警備情勢に対応する必要から、皇居東御苑のうち、本丸地区が、平成 2 年 7 月初めから平成 3 年 3 月末までの 9 か月間閉鎖され、そのうち平成 2 年 7 月末から 12 月末までの 5 か月間は、二の丸地区も含めて全面休園の措置がとられた。
 - ・ 今回は、警備情勢の変化等を踏まえ、大嘗宮の設営に伴い公開を制限するのは本丸地区のみに限定し、二の丸地区及び三の丸公開地区はその間も公開を継続するなど、大嘗宮設営に伴う東御苑利用者等の影響を最小限に抑えるよう検討したい。

(3) 退位の礼関係諸儀式（予定）について

- 資料 3 「退位の礼関係諸儀式（予定）について（案）」を審議官から説明。主な内容は以下のとおり。
- ・ 天皇の退位は、近代史上その前例がないところ。
 - ・ 退位は今上陛下が象徴たる天皇の位を退かれる大きな節目であり、退位礼に関係する一連の儀式は、この節目を迎えられるにふさわしい儀式として構成されることが求められる。

- ・ そこで、検討に当たっては、即位礼に係る諸儀式の内容を参考にすることにした。また皇室の祭祀であるので、旧皇室祭祀令も参考にした。
 - ・ これにより、退位にふさわしい儀式として、退位礼関係諸儀式を整えることができたものとする。
 - ・ 退位及びその期日の奉告については、宮中三殿、神宮及び神武・孝明・明治・大正・昭和の各天皇山陵の全てに対して行われる。具体的には、陛下自ら宮中三殿で奉告され、神宮及び神武・孝明・明治・大正・昭和の各天皇山陵へは勅使が派遣され奉告が行われる。
 - ・ 一方、御親謁については、退位までの期日が限られることから、退位に先立っての御親謁は、神宮及び初代と先代の天皇の山陵について行い、両陛下が希望されている孝明・明治・大正の各天皇山陵の御親拝については、退位ののち然るべき時期に御親拝なさることと検討することとしている。
 - ・ なお、旧皇室祭祀令は、皇室又は国家の大事を「神宮」、「宮中三殿」、「神武天皇山陵」及び「先帝山陵」に親告するときは大祭に準じて祭典を行うとの規定を設けている。
- 「退位の礼関係諸儀式（予定）」について、案のとおりとすることが了承された。

（４）即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について

- 資料４「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について（案）」を審議官から説明。主な内容は以下のとおり。
- ・ 前回と異なる点としては、前回が即位礼正殿の儀の翌日に外国賓客向けの園遊会を行ったが、今回は行わないこととしたことである。
 - ・ 宮中祭祀及び諸儀式については、来年のお代替わりは、従来の

ような崩御に基づくものではないので、お代替わり後における宮中祭祀の各儀については、昭和天皇祭を始めとする御先祖のお祭りを含め、すべて、お代替わり前と同様に行われる。従って、即位の礼及び大嘗祭関係の諸儀式はほぼ平成度と同様になるものである。なお、天皇山陵への奉幣や親謁については、平成度と同様に、神武天皇山陵及び昭和・大正・明治・孝明の四代の天皇山陵への奉幣や親謁が行われることになるので、今後はこの昭和・大正・明治・孝明の四代の天皇を指す表現は、前四代ではなく、「昭和天皇以前四代」となるものである。

- 「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）」について、案のとおりとすることが了承された。

（５）国民にとって分かりやすく情報提供することについて

- 次長より、委員に対し、今般のお代替わりに関する諸儀式については、国民にとってより分かりやすく情報提供がされるべきではないかと考えており、関係部局に協力を願いたい旨指示があった。

（６）委員長挨拶

- 本日、大嘗祭の参列者数や、「退位の礼関係諸儀式（予定）」及び「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）」について決定することができた。まずは、委員各位を始め、準備に携わった関係諸員の労を多としたい。
- 儀式・行事の枠組みがしっかり定まったことで、準備作業をこれまでよりも具体的に進めていくことができるようになったと考えている。委員各位には、それぞれの職務、役割分担に即して、鋭意準備を進めていっていただきたい。
- また、次長から話があったとおり、広報・報道対応は大事であると考えている。この御代替わりを、国民こそって寿ぐものとする上で、儀式・行事について国民の皆さんに正しく理解してもらうこと

は大変重要なことである。各部局においても積極的に取り組んでもらいたい。

(7) 次回日程

- 第3回会議については、調整の上、別途連絡することとされた。

以 上